

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の説明書

I	万国郵便連合憲章の第十二追加議定書	一
一	概説	一
1	万国郵便連合憲章の第十二追加議定書の成立経緯	一
(1)	背景	一
(2)	経緯	一
2	憲章の第十二追加議定書締結の意義	一
3	憲章の第十二追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	二
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	憲章の第十二追加議定書の内容	二
三	憲章の第十二追加議定書の実施のための国内措置	二
(参考)		三
II	万国郵便連合一般規則の第四及び第五追加議定書	四
一	概説	四
1	万国郵便連合一般規則の第四及び第五追加議定書の成立経緯	四
(1)	背景	四
(2)	経緯	四
2	一般規則の第四及び第五追加議定書締結の意義	四
3	一般規則の第四及び第五追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	五
4	早期国会承認が求められる理由	五

二	一般規則の第四及び第五追加議定書の内容	五
三	一般規則の第四及び第五追加議定書の実施のための国内措置	六
(参考 1)	七
(参考 2)	八
III	万国郵便条約の第一及び第二追加議定書	〇
一	概説	〇
1	万国郵便条約の第一及び第二追加議定書の成立経緯	〇
(1)	背景	〇
(2)	経緯	〇
2	条約の第一及び第二追加議定書締結の意義	〇
3	条約の第一及び第二追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	〇
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	条約の第一及び第二追加議定書の内容	一
三	条約の第一及び第二追加議定書の実施のための国内措置	二
(参考 1)	三
(参考 2)	五

I 万国郵便連合憲章の第十二追加議定書

一 概説

1 万国郵便連合憲章の第十二追加議定書の成立経緯

(1) 背景

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、郵便業務の効果的運営により諸国民間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として明治七年（千八百七十四年）に設立された国際機関であり、昭和二十三年（千九百四十八年）に国際連合の専門機関となった（我が国は、明治十年（千八百七十七年）に連合に加盟した。連合の加盟国は、令和八年（二千二十六年）二月一日現在、百九十二箇国である。）。万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）は、昭和三十一年（千九百六十四年）に、それまで万国郵便条約に定められていた事項のうち連合の目的及び組織規定に当たるものを内容とする基本的文書として作成された。

(2) 経緯

連合の最高機関である大会議は、通常四年ごとに開催される大会議及び臨時に開催される臨時大会議から成り、憲章等連合の文書の改正等を行うこととされている。大会議及び臨時大会議においては、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しを行い、連合の組織及び運営を向上させる目的で憲章の一部改正について定める憲章の追加議定書が採択されてきており、我が国は、これまで第一追加議定書から第十一追加議定書までを締結してきている。

令和七年（二千二十五年）九月八日からドバイで開催された第二十八回大会議において、憲章の第十二追加議定書が同年九月十九日に採択された。

2 憲章の第十二追加議定書締結の意義

憲章の第十二追加議定書は、より実情に沿った用語での連合の組織運営を可能にするため、憲章を改正するものである。締結前であってもこの追加議定書に従って行われる連合の運営等に関することは可能であるが、我が国が憲章の第十二追加議定書を締結することは、この追加議定書の内容の我が国に対する法的拘束力を認める意義があり、引き続き連合の加盟国として活動し、及

び国際郵便業務を適切に実施するために重要である。

3 憲章の第十二追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

憲章の第十二追加議定書の締結により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

憲章の第十二追加議定書は、加盟国による締結を効力発生の要件としておらず、この追加議定書に規定する特定の時点で効力を生ずることとされている。令和七年（二千二十五年）の大会議において採択された憲章の第十二追加議定書は、その第二条の規定により、令和九年（二千二十七年）一月一日に効力を生ずることとなっている。

我が国は、郵便分野の国際ルール作りの重要性の観点から連合を重視しており、また、令和七年（二千二十五年）の大会議での再選を経て、令和八年（二千二十六年）一月から我が国出身者が連合の国際事務局長として二期目を務めている。我が国として引き続き連合の運営及び活動に積極的に貢献するため、憲章の第十二追加議定書を早期に締結し、法的な位置付けを明確にすることが望ましい。

二 憲章の第十二追加議定書の内容

憲章の第十二追加議定書は、前文、本文二箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

「限定連合」の語を「地域連合」に変更した（憲章の第十二追加議定書第一条により改正される憲章第九条）。

なお、令和三年（二千二十一年）にアビジャンで開催された第二十七回大会議の後に、連合の国際事務局が同大会議において採択された改正内容を反映させた憲章の統合版を作成し、その統合版において条文番号を振り直したため、憲章の第十二追加議定書において用いられている条文番号は、この追加議定書が採択された令和七年（二千二十五年）の大会議時点における最新の統合版の憲章に基づくものとなっている。

三 憲章の第十二追加議定書の実施のための国内措置

憲章の第十二追加議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考) 憲章の第十二追加議定書

1 採択 令和七年九月十九日 ドバイにおいて採択

2 効力発生 令和八年二月一日現在 未発効(令和九年一月一日に効力を生ずる。)

3 署名国 百三十五箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ホンジュラス、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、オランダ領アルバ、キュラサオ及びシント・マールテン(＊)、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントルシア、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、スペイン、スリランカ、スイス、シリア、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(＊)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

(＊) 我が国は、国家として承認していない。

4 締約国 令和八年二月一日現在 なし

II 万国郵便連合一般規則の第四及び第五追加議定書

一 概説

1 万国郵便連合一般規則の第四及び第五追加議定書の成立経緯

(1) 背景

万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）は、昭和三十九年（千九百六十四年）にウィーンで開催された第十五回大会議において憲章が新たに作成されたことに伴い、憲章の適用及び連合の運営を確保するための実施細目を定めるものとして作成された。一般規則は、憲章により全ての加盟国に締結が義務付けられており、我が国は、その後作成された累次の一般規則を締結してきた。現行の一般規則は、平成二十四年（二千十二年）にドーハで開催された第二十五回大会議において改正され、及び採択され、平成二十六年（二千十四年）一月一日に効力を生じた後、大会議及び臨時大会議において採択された一般規則の追加議定書により一部改正されてきたものである。

(2) 経緯

連合の最高機関である大会議は、通常四年ごとに開催される大会議及び臨時に開催される臨時大会議から成り、憲章等連合の文書の改正等を行うこととされている。大会議及び臨時大会議においては、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しを行い、連合の運営を向上させる目的で一般規則の一部改正について定める一般規則の追加議定書が採択されてきており、我が国は、これまで第一追加議定書から第三追加議定書までを締結してきている。

令和五年（二千二十三年）十月一日からリヤドで開催された臨時大会議において、一般規則の第四追加議定書が同年十月五日に採択された。また、令和七年（二千二十五年）九月八日からドバイで開催された第二十八回大会議において、一般規則の第五追加議定書が同年九月十九日に採択された。

2 一般規則の第四及び第五追加議定書締結の意義

一般規則の第四及び第五追加議定書は、連合の運営等に関する事項について所要の変更を加えるため、一般規則を改正するものである。締結前であってもこれらの追加議定書に従って行われる連合の運営等に関する事項は可能であるが、我が国が一般規則

の第四及び第五追加議定書を締結することは、これらの追加議定書の内容の我が国に対する法的拘束力を認める意義があり、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために重要である。

3 一般規則の第四及び第五追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、一般規則の第四及び第五追加議定書を締結することにより、連合の運営についてこれらの追加議定書に定める義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

一般規則の第四及び第五追加議定書は、加盟国による締結を効力発生の要件としておらず、これらの追加議定書に規定する特定の時点で効力を生ずることとされている。令和五年（二千二十三年）の臨時大会議において採択された一般規則の第四追加議定書は、その第十六条の規定により、全体としては令和六年（二千二十四年）三月一日に効力を生じた。令和七年（二千二十五年）の大会議において採択された一般規則の第五追加議定書は、その第十九条の規定により、全体としては令和九年（二千二十七年）一月一日に効力を生ずることとなっている。

我が国は、郵便分野の国際ルール作りの重要性の観点から連合を重視しており、また、令和七年（二千二十五年）の大会議での再選を経て、令和八年（二千二十六年）一月から我が国出身者が連合の国際事務局長として二期目を務めている。我が国として引き続き連合の運営及び活動に積極的に貢献するため、一般規則の第四及び第五追加議定書を早期に締結し、法的な位置付けを明確にすることが望ましい。

二 一般規則の第四及び第五追加議定書の内容

1 一般規則の第四追加議定書は、前文、本文十六箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

(1) 諮問委員会の構成、権限等を改正し、自律的な活動の範囲を拡大した（一般規則の第四追加議定書第七条から第十四条までにより改正される一般規則第二百二十条から第二百二十六条まで及び第三百三十三条）。

(2) 連合の経費についての規定を改正した（一般規則の第四追加議定書第十五条により改正される一般規則第四百六十六条）。

2 一般規則の第五追加議定書は、前文、本文十九箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

- (1) 開発途上国又は後発開発途上国が管理理事会の議長国である場合の手当についての規定を追加した（一般規則の第五追加議定書第四条により改正される一般規則第一百十条）。
- (2) 郵便業務理事会の議長国の選出についての規定を追加した（一般規則の第五追加議定書第六条により改正される一般規則第一百十二条）。
- (3) 後発開発途上国が郵便業務理事会の議長国である場合の手当についての規定を追加した（一般規則の第五追加議定書第七条により改正される一般規則第一百十六条）。
- (4) 国際事務局長及び国際事務局次長の選挙の立候補期限を早め、候補者に対する聴聞についての規定を追加した（一般規則の第五追加議定書第十一条により改正される一般規則第二百七条）。
- (5) 連合の経費についての規定を改正した（一般規則の第五追加議定書第十六条により改正される一般規則第四百六条）。
- (6) 加盟国が支払う分担金の額の調整手続を明確化した（一般規則の第五追加議定書第十八条により改正される一般規則第五百一条）。

なお、一般規則第二百二十二条、第二百二十六条及び第四百六条については、一般規則の第四追加議定書により改正された後、一般規則の第五追加議定書により再度改正されるため、これらの条文については、一般規則の第五追加議定書に記載されている条文が最新のものとなる。

令和三年（二十二年）にアビジャンで開催された第二十七回大会議以降、各大会議及び臨時大会議の後に、連合の国際事務局が当該大会議及び臨時大会議において採択された改正内容を反映させた一般規則の統合版を作成し、それらの統合版において条文番号を振り直したため、各追加議定書において用いられている条文番号は、当該追加議定書が採択された大会議又は臨時大会議時点における最新の統合版の一般規則に基づくものとなっている。

三 一般規則の第四及び第五追加議定書の実施のための国内措置

一般規則の第四及び第五追加議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考1) 一般規則の第四追加議定書

1 採択 令和五年十月五日 リヤドにおいて採択

2 効力発生 令和六年三月一日(ただし、第十六条の規定に従い、第十五条の規定は、同年一月一日に効力を生じた。)

3 署名国 百五箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハイチ、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、大韓民国、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モリタニア、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、オランダ領アルバ、キュラサオ及びシント・マールテン(*)、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、パナマ、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セントクリストファー・ネイビス、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、スロバキア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(*)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

(*) 我が国は、国家として承認していない。

4 締約国 令和八年二月一日現在 十二箇国

ブルガリア、エストニア、フィンランド、インド、リヒテンシュタイン、モルドバ、オランダ、オランダ領アルバ、キュラサオ及びシント・マールテン(*)、セルビア、シンガポール、スロバキア、スイス

(*) 我が国は、国家として承認していない。

(参考2) 一般規則の第五追加議定書

1 採択 令和七年九月十九日 ドバイにおいて採択

2 効力発生 令和八年二月一日現在 未発効(令和九年一月一日に効力を生ずる。ただし、第十九条の規定に従い、第三条、第四条、第七条、第九条、第十六条及び第十八条の規定並びに第六条によって改正される一般規則第百十二条4の規定は、令和八年一月一日に効力を生じた。)

3 署名国 百三十五箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ホンジュラス、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、オランダ領アルバ、キュラサオ及びシント・マールテン(*)、ニュージーランド、ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントルシア、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、スペイン、スリランカ、スイス、シリア、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土

(*)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

(*) 我が国は、国家として承認していない。

4 締約国 令和八年二月一日現在 なし

III 万国郵便条約の第一及び第二追加議定書

一 概説

1 万国郵便条約の第一及び第二追加議定書の成立経緯

(1) 背景

昭和三十九年（千九百六十四年）にウィーンで開催された第十五回大会議において憲章及び一般規則が新たに作成されたことに伴い、それまで万国郵便条約（以下「条約」という。）に定められていた事項の一部がこれらの文書に移行され、条約は、国際郵便業務に適用される規則を内容とするものとなった。条約は、憲章により全ての加盟国に締結が義務付けられており、我が国は、その後作成された累次の条約を締結してきた。現行の条約は、令和三年（二十二年）にアビジャンで開催された第二十七回大会議において採択され、全体としては令和四年（二十二年）七月一日に効力を生じたものである。

(2) 経緯

連合の最高機関である大会議は、通常四年ごとに開催される大会議及び臨時に開催される臨時大会議から成り、憲章等連合の文書の改正等を行うこととされている。令和五年（二十三年）十月一日からリヤドで開催された臨時大会議において、条約の第一追加議定書が同年十月五日に採択された。また、令和七年（二十五年）九月八日からドバイで開催された第二十八回大会議において、条約の第二追加議定書が同年九月十九日に採択された。

2 条約の第一及び第二追加議定書締結の意義

条約の第一及び第二追加議定書は、国際郵便業務に関する事項について所要の変更を加えるため、条約を改正するものである。締結前であってもこれらの追加議定書に従って国際郵便業務を実施することは可能であるが、我が国が条約の第一及び第二追加議定書を締結することは、これらの追加議定書の内容の我が国に対する法的拘束力を認める意義があり、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために重要である。

3 条約の第一及び第二追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、条約の第一及び第二追加議定書を締結することにより、国際郵便業務の実施についてこれらの追加議定書に定める義

務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

条約の第一及び第二追加議定書は、加盟国による締結を効力発生の要件としておらず、これらの追加議定書に規定する特定の時点で効力を生ずることとされている。令和五年（二十二十三年）の臨時大会議において採択された条約の第一追加議定書は、その第三条の規定により、全体としては令和七年（二十二十五年）一月一日に効力を生じた。同年の大会議において採択された条約の第二追加議定書は、その第二十二條の規定により、全体としては令和九年（二十二十七年）一月一日に効力を生ずることとなっている。

我が国において、国際郵便業務を実施するための法的根拠を維持し、国民の円滑な経済活動を確保するためには、条約の第一及び第二追加議定書の早期締結が必要となる。我が国は、郵便分野の国際ルール作りの重要性の観点から連合を重視しており、また、令和七年（二十二十五年）の大会議での再選を経て、令和八年（二十二十六年）一月から我が国出身者が連合の国際事務局長として二期目を務めている。我が国として国際郵便業務の安定的かつ合理的な実施を可能とし、及び引き続き連合の活動に積極的に貢献するため、条約の第一及び第二追加議定書を早期に締結することが望ましい。

二 条約の第一及び第二追加議定書の内容

1 条約の第一追加議定書は、前文、本文三箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

- (1) 基礎業務として位置付けられていたM郵袋に係る業務を追加の業務とした（条約の第一追加議定書第一条により改正される条約第十七条2.4等）。
 - (2) 書留郵便業務の義務的な業務の対象を変更した（条約の第一追加議定書第二条により改正される条約第十八条1.1）。
 - (3) 特定の追跡業務を義務的な業務とした（条約の第一追加議定書第二条により改正される条約第十八条1.3）。
 - (4) 受取通知の対象を書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に限定した（条約の第一追加議定書第二条により改正される条約第十八条3.3）。
- 2 条約の第二追加議定書は、前文、本文二十二箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

- (1) 巨大郵便物（E）を廃止し、盲人用郵便物を除く書類のみを包有する通常郵便物の最大重量を二キログラムから一キログラムに変更した（条約の第二追加議定書第七条により改正される条約第十七条2.1、2.2及び5）。
 - (2) 「料金・課金別納郵便物の配達業務」を「関税込持込渡し業務」に変更した（条約の第二追加議定書第八条により改正される条約第十八条2.5）。
 - (3) 追加の業務に小包郵便物に係る配達についての証明業務を追加した（条約の第二追加議定書第八条により改正される条約第十条3.4）。
 - (4) 物品を包有する通常郵便物に係る書留郵便業務及び保険付郵便業務が廃止されたことに伴い、通常郵便物に入れてはならない貴重品のうち書留郵便物又は保険付郵便物として発送することができるものを書類に相当するものに限定した（条約の第二追加議定書第九条により改正される条約第十九条6.1.1及び6.1.1の二）。
 - (5) 通常郵便物の到着料について現行の適用料率の改定等を行った（条約の第二追加議定書第十五条及び第十六条により改正される条約第二十九条及び第三十条）。
 - (6) 小包郵便物の割当料金について、小形包装物（E）と同様の自己申告料率の制度を導入し、また、割当料金の上限及び下限に関する規定を変更した（条約の第二追加議定書第十九条により改正される条約第三十三条）。
- なお、条約第十七条及び第十八条については、条約の第一追加議定書により改正された後、条約の第二追加議定書により再度改正されるため、これらの条文については、条約の第二追加議定書に記載されている条文が最新のものとなる。
- 条約に附属する最終議定書（条約に対する加盟国の留保を規定する文書）については、形式上、条約本体と一体を成すものであることから、従来、条約本体と併せて国会に提出されていたが、令和五年（二十二十三年）の臨時大会議以降、条約の改正方式が従来¹の全部改正から追加議定書による一部改正に変更されたことに伴い、条約の追加議定書の締結について国会の承認を求めるに当たって条約本体の国会への提出は行わなくなることから、最終議定書についても国会への提出は行われないこととなる。
- 三 条約の第一及び第二追加議定書の実施のための国内措置
- 条約の第一及び第二追加議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考1) 条約の第一追加議定書

1 採択 令和五年十月五日 リヤドにおいて採択

2 効力発生 令和七年一月一日(ただし、第三条の規定に従い、第二条によって改正される条約第十八条1.1及び1.2の規定は、令和八年一月一日に効力を生じた。)

3 署名国 百五箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハイチ、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、大韓民国、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モリタニア、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、オランダ領アルバ、キュラサオ及びシント・マールテン(*)、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、パナマ、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セントクリストファー・ネイビス、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、スロバキア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(*)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

(*) 我が国は、国家として承認していない。)

4 締約国 令和八年二月一日現在 十三箇国

ブルガリア、エストニア、フィンランド、ハンガリー、インド、リヒテンシュタイン、モルドバ、オランダ、オランダ領アルバ、キュラサオ及びシント・マールテン(*)、セルビア、シンガポール、スロバキア、スイス

(* 我が国は、国家として承認していない。)

(参考2) 条約の第二追加議定書

1 採択 令和七年九月十九日 ドバイにおいて採択

2 効力発生 令和八年二月一日現在 未発効(令和九年一月一日に効力を生ずる。ただし、第二十二条の規定に従い、第四条、第五条、第十条、第十二条から第十九条まで及び第二十一条の規定並びに第八条によって改正される条約第十八条2.1、2.4及び3.3並びに第九条によって改正される条約第十九条4.2、6.1.1及び6.1.1の二の規定は、令和八年一月一日に効力を生じた。)

3 署名国 百三十五箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ホンジュラス、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、オランダ領アルバ、キュラサオ及びシント・マールテン(*)、ニュージーランド、ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントルシア、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、スペイン、スリランカ、スイス、シリア、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(*)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

(*) 我が国は、国家として承認していない。

4 締約国 令和八年二月一日現在 なし